

## 定例監査の結果

### 1 監査の期間

平成28年 3月 7日から平成28年 3月25日

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

企画部企画政策課及び情報システム課

#### (2) 対象期間

平成27年 4月 1日から平成28年 1月31日

### 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

### 4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

#### (1) 企画政策課

ア 社会保障・税番号制度システム整備費補助金について、交付決定時に調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

イ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、同一週を超えて週休日の振替を行い、1週間の正規の勤務時間を超えなかったにもかかわらず、時間外勤務手当を支給していたものや、週休日の振替を行った結果、本来であれば時間外勤務手当（25／100）を支給しなければならないところ、休日勤務手当（135／100）を支給していたものがあつた。また、時間外勤務時間の報告誤りにより、時間外勤務手当が多く支払われているものがあつた。今後、このような誤りが発生しないよう支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。

#### (2) 情報システム課

ア 契約事務において、契約書に貼付する印紙税額に誤りがあるものがあつた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。